

平成19年4月11日

## J-SRI 研究会規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、和文名を J-SRI 研究会、英文名を Japan Association of the System of Rice Intensification と称する。

### （目的）

第2条 本会は、SRI（System of Rice Intensification）に関する情報を収集・蓄積することを通して日本の SRI 情報センターを目指すとともに、国内および海外における SRI に関する学術調査研究を推進し、もって SRI のさらなる普及に寄与することを目的とする。

### （事業）

第3条 本会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 共同研究の実施
- （2） 定例研究会、シンポジウム等の開催
- （3） 研究資料の収集・配布
- （4） その他、本会の目的を達成するために必要な事項

### （会員）

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会を希望するすべての個人および組織を構成員とする。また、会員は個人会員、団体会員および賛助会員から構成されるものとする。

### （役員）

第5条 本会に次の役員をおく。

- （1） 幹事 若干名
  - （2） 監事 2名
- 2 幹事のうちから研究会代表1名、事務局長1名を互選する。
  - 3 研究会代表は、本研究会を代表し、その業務を処理する。
  - 4 事務局長は、研究会代表を補佐するとともに、事務局業務を行う。
  - 5 幹事は、幹事会を組織し、本会の運営上必要な企画、事業、その他の会務を担当する。
  - 6 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### （顧問）

第6条 本会に顧問をおくことができる。

(役員会等)

第7条 事業の円滑な運営を図るため、本会に幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、幹事および監事をもって構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて研究会代表が招集する。
- 4 幹事会は、本会の重要事項について審議し、決定する。

(会計)

第8条 本会の経費は、第2条の目的に賛同する個人および組織の会費・寄付金などによる。なお、個人会員および団体会員の会費は無料、賛助会員の会費は1口10万円とする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、事務局長の所属機関に置く。